

奈良県社会的養育推進計画（計画期間：10年 令和2～11年度）

（計画策定の目的：子どもの最善の利益の実現に向け、本県の実情を踏まえ、社会的養育における目指す姿と取組を示す）

策定根拠

○平成28年児童福祉法改正

- ◆子どもが権利の主体
- ◆子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則
- ◆社会的養護が必要な子どもについて里親等への委託を推進 等（家庭養育優先原則）

○新しい社会的養育ビジョン公表(H29.8)

- ◆里親等委託率（国目標値）
 - ・乳幼児：75%以上
 - ・学童期以降：50%以上
- ◆施設の高機能化及び小規模化かつ地域分散化等の抜本改革
- ◆市町村の子ども家庭支援体制の構築
- ◆里親への包括的支援体制（フォスタリング機関）の抜本的強化と里親制度改革 等

○「都道府県社会的養育推進計画」策定要領（H30.7厚労省通知）

- ◆地域の実情を踏まえつつも、里親等委託率等の数値目標と達成期限を設定
- ◆施設の高機能化及び小規模化かつ地域分散化の進め方
- ◆「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務」のガイドライン 等

奈良県社会的養育推進計画の策定

○計画への主な記載事項（例）

- ◆県における社会的養育の基本的考え方及び全体像（ビジョン）
- ◆当事者である子どもの権利擁護の取組
- ◆市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
- ◆里親等への委託の推進に向けた取組
- ◆施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- ◆社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ◆児童相談所強化等に向けた取組等

策定スケジュール(案)

4～6月	6月議会	6～9月	9月議会	9～11月	12月議会	12～1月	2月議会
施設等ヒアリング	委員会報告（現状等）	ビジョンを議論（審議会8月）	委員会報告	計画案策定（審議会11月）	委員会報告	パブコメ実施（審議会1月）	議会上程

4つの養育環境における子どもと家庭の現状

社会的養護の範囲

高
代替養育の必要性
低

里親等養育

ターゲット(子ども)

- 親の障害や経済的困窮など、**養育面で困難を抱える**
- 代替養育の必要があり、**里親のもとで育つことが望ましい**
- 集団よりも個別養育が必要**

ターゲットへのアプローチ

- 里親**(登録131組、59名委託 H30.3.1現在)
 - ◆里親種別(養育里親、養子縁組里親、専門里親、親族里親)に応じて、児相が委託
 - ◆処遇困難な児童への対応のため、**専門性の向上が課題**
- ファミリーホーム**(4ヶ所、19名入所 H31.3.1現在)
 - ◆定員6名で、**社会性の養成、児童の自立支援**

施設養育

ターゲット(子ども)

- 保護者はいるが**、虐待された子どもなど、養育に**専門的な知識・経験が必要**
- 親の障害や経済的困窮など、**養育面で困難を抱える**
- 看護や栄養管理等、**専門的養育が必要**

ターゲットへのアプローチ

- 児童養護施設**(6ヶ所、18才までの258名入所 H31.3.1現在)
 - ◆虐待や養育困難等の理由による入所児童への**専門性の高い養育**
- 乳児院**(2ヶ所、0~3才頃までの27名入所 H31.3.1現在)
 - ◆保育士、看護師、栄養士、心理士等を配置した**専門性の高い養育**
- 地域との関わり**
 - ◆相談機能をもつ「**児童家庭支援センター**」の運営、**里親への支援**

代替養育
在宅養育

家庭養育

ターゲット(家庭)

- 現在は、**社会的養護を必要としない**
- 親が子育て支援サービスを活用しながら**自立した子育て**をしている

ターゲットの課題

- ◆夫婦共働きのため子育て支援サービスが**十分受けられない**
- ◆核家族化による子育ての**ノウハウの不足**
- ◆**ワンオペ育児**(夫が子育てに参画しにくい)
- ◆「泣き声」は「騒音」と言われたり、「虐待通告」もされる「**育てにくさ**」、**地域からの孤立**

要支援の家庭養育

ターゲット(子ども・家庭)

- 過去に虐待による**一時保護等を実施**、児相や市町村の指導を受けている
- 養育能力が低い**が**、児相や市町村が**寄り添い支援**を行っている
- 親の障害や経済的困窮がある**が**、**支援を受けながら育てる意思**がある

ターゲットへのアプローチ

- 児童相談所**(2ヶ所)
 - ◆虐待だけではなく、「**障害相談**」、「**育成相談**」(不登校等)など、あらゆる相談に対応
- 要保護児童対策地域協議会**(要対協 39市町村に設置)
 - ◆虐待の**初期対応**や**緊急度・重症度の低い案件**等に対し、ケースを管理・支援し、リスクが高まれば、児相へ送致

支援の専門性

高

奈良県の社会的養育が目指す姿(案)

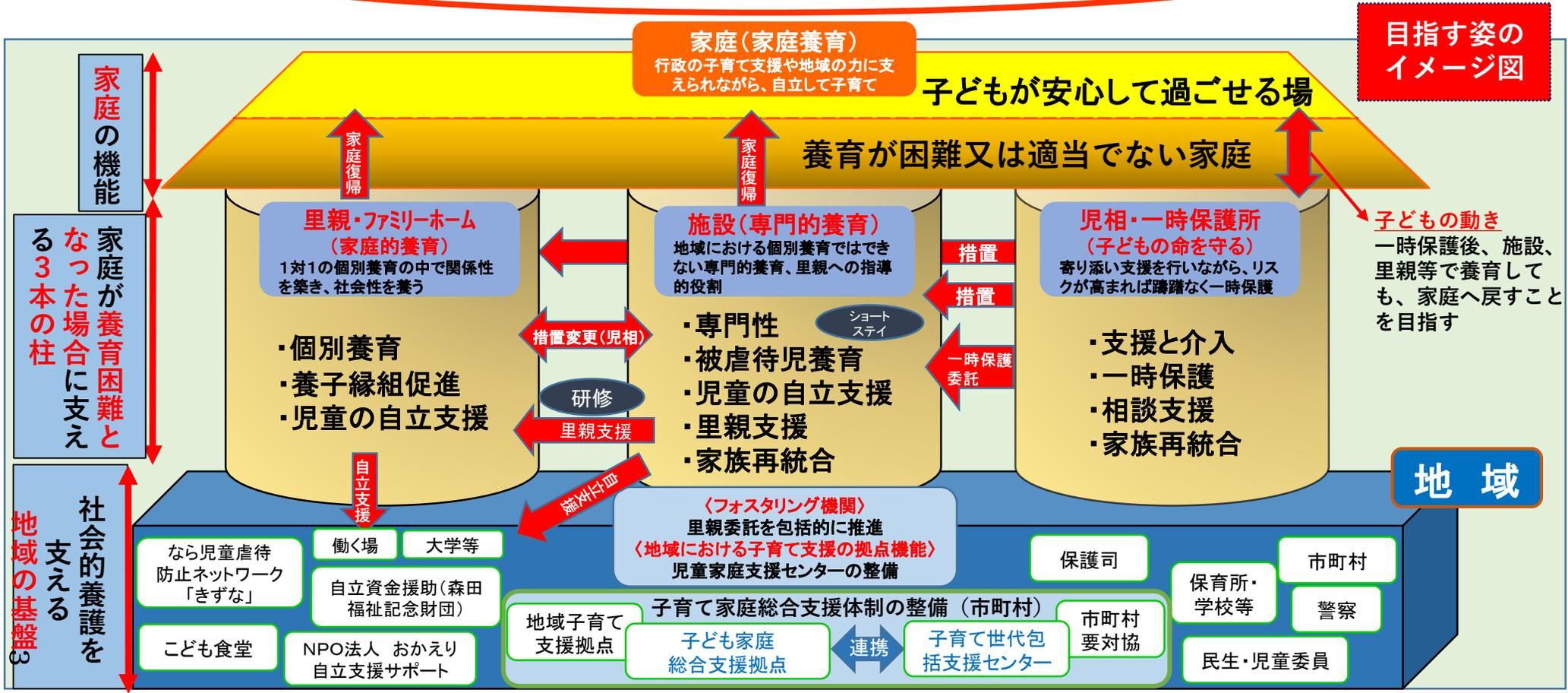
課題

- ① 子育て中の親への支援(児童虐待の未然防止)
- ② 養育が困難又は適当でない家庭への支援(施設養育、里親等養育)
- ③ 地域で子どもたちを育て、家庭を支えるための社会資源の整備
- ④ 要支援(保護)家庭への支援(児相の体制整備・機能強化)

目指す姿

すべての子どもが、家庭での養育が困難に直面しても、「家庭」と「地域」の力により、健やかに育まれる

目指す姿のイメージ図



目指す姿を実現するための施策の基本的方向性(案)

I 3つの基本的な考え方

- ①社会的養育の目指す方向は、「**家庭での自立した子育て**」を基本とする。
- ②一時的に家庭養育ができなくなっても、「**地域**」が子どもと家庭を支援し、**子どもを家庭へ戻す**ことを目指す。
- ③**社会的養護の環境**は、子どもにとって**特別な環境ではなく、地域に溶け込んで暮らしているようなあたたかな環境を目指す。**

家庭と地域で子どもを育てる

II 施策の方向性

- ① **子育て家庭** へのきめ細やかな支援
- ② **子育てに困難を抱える家庭** (要支援・要保護家庭)に対する**適切な介入と支援**
- ③ **社会的養護を必要とする個々の子ども** にとって**最善の養育環境を保障する**
- ④ **家庭とともに子どもを育てる「地域」** をつくる

III 重点施策

- ①**“親”の子育て力”を高める**
 - ◆ペアレントトレーニングの強化 ◆ポピュレーションアプローチとしての子育て支援(悩み相談・子育ての学び・親子交流)
 - ◆ひとり親家庭への支援、障害児を育てる家庭への支援 ◆夫婦が協力し合う子育ての普及
- ②**“施設”の子育て力”を高める**
 - ◆地域の社会的養育を支える専門拠点化(ショートステイ・一時保護・相談等の機能拡充) ◆集団養育と個別養育の融合 ◆家族再統合の支援強化
 - ◆心理ケアなど個別・専門的な養育 ◆里親への支援機能を強化(家庭的養育等に関する職員研修の強化等)
- ③**“地域”の子育て力”を高める**
 - ◆アウトリーチ型子育て支援(家庭訪問、出張子育てひろば) ◆家庭的養育に関する啓発・担い手を増やす ◆子どもの居場所づくり(学習支援、子ども食堂等)
 - ◆要対協(市町村・児相・保育所・学校・警察等関係機関ネットワーク)による連携支援 ◆里親と子どものマッチング強化 ◆里親からの相談対応・資質向上
 - ◆里親同士の交流 ◆公益財団等との連携による社会的養護を必要とする子どもへの支援 ◆地域の人々や企業による子育て応援